

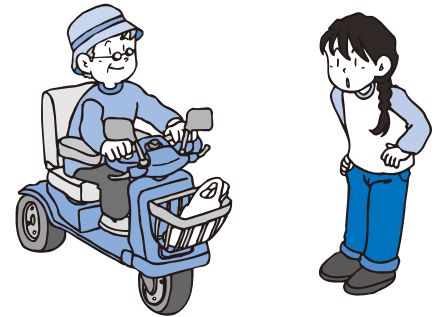
電動車いすは、道路交通法上「歩行者」です

電動車いすは、自転車などと同じ軽車両や原付の一種類と勘違いされている方が多いと思われませんが、道路交通法上「歩行者」として扱われます。電動車いすはその手軽さと便利さから高齢者を中心に利用者が増加傾向にあり、それに伴い電動車いすの利用者が交通事故に巻き込まれるケースも増加しています。

電動車いす利用者の交通事故防止のために、自動車運転者と電動車いす利用者が互いの特徴を理解し、交通安全意識を高め、より安全で安心な道路環境づくりをめざしましょう。

■電動車いすを利用される方へ

- 歩道がある道路では、歩道を通行しましょう。
- 歩道のない道路では、道路右端を通行しましょう。
- 障害物を避ける場合は、減速又は停止して安全確認しましょう。
- 道路を横断するときは、必ず横断歩道を利用しましょう。
- 信号のある横断歩道では、歩行者用の信号機に従います。
- 反射材を積極的に着用しましょう。
- 道路の斜め横断や車の直前直後の横断は絶対にやめましょう。



▲電動車いすは歩道を通行します。

■自動車を運転される方へ

- 電動車いすは、歩行者であるという認識を持ちましょう。
- 電動車いすは、車高が低く自動車運転者からは見えにくくなります。
交差点や道路端では、十分注意しましょう。
- 電動車いす利用者をはじめ、交通弱者に対する思いやりを持ちましょう。



▲一般的な電動車いす

■問合せ 西条市電動車いす交通安全対策協議会事務局

- 西条警察署交通課 0897-56-0110
- 西条西警察署交通課 0898-64-0110

国民年金の手続きをお忘れなく！

- 問合せ
- 新居浜年金事務所 国民年金課 TEL0897-35-1368
 - 市庁舎本館市民生活課 年金係 TEL0897-52-1383
 - 各総合支所市民福祉課 市民保険係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

こんなとき	どうする	どこで
20歳になったとき	厚生年金・共済組合の加入者以外は国民年金の加入手続きをする	第1号被保険者：市役所 第3号被保険者：配偶者の勤務先
会社を退職したとき	本人と配偶者は国民年金の加入手続きをする	市役所
結婚等で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養でなくなったとき	第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市役所
配偶者が就職・転職したとき	扶養されている場合は、第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者：市役所 第3号被保険者：年金事務所
口座振替を開始・停止・変更するとき	預金通帳・通帳の届出印・年金手帳を持って口座振替依頼・辞退の手続きをする	ご利用の金融機関、年金事務所
住所が変わったとき	住所変更の手続きをする	第1号被保険者：市役所 第3号被保険者：配偶者の勤務先